予納郵便切手一覧表 (債権執行)

函館地方裁判所民事部債権執行係

(令和5年10月1日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	V1000	VEOO	VOLO	VIOO	VO 4	VO 4	VEOL	VOO	VOO	V10	VL	VO	V1	△⇒↓	进 土
	手続	¥1000	¥500	¥350	¥100	¥94	¥84	¥50	¥30	¥20	¥10	ŧδ	¥Z	ŤΙ	合計	横 考
1	債権差押命令申立て (陳述書催告申立てあり)		4	1	3	1	6	1		2	5			8	¥3, 396	執行費用として計上できる額は 3066円 まで (内訳) 債権者への正本送付費用 94円 債務者への正本送達費用 1204円 第三債務者への正本送達費用 1250円 陳述書返送費用 434円 送達通知費用 84円
2	債務者が1名増えるごとの加算 ※債権及びその他の財産権を目的とする担 保権実行・行使の場合で、債務者と所有者 (共有者)が同一人でない場合は所有者 (共有者)を1名として計算		2		1	1					1				¥1, 204	執行費用として1204円まで加算可
3	第三債務者1名増えるごとの加算 (陳述書催告申立てあり)		2	1	2		1	1							¥1, 684	執行費用として1684円まで加算可
4	申立ての取下げ	(債務者数+第三債務者数)×84円切手 ※第三債務者は送達場所ごとに1名とする。 ※公示送達した債務者は含まない。														
(5)	債務名義正本等還付申請 書留郵便での返送を希望する場合 簡易書留での返送を希望する場合	おおよそ債務名義等の重さ+10g程度を送付できる額														
6	特別代理人選任申立て						1								¥84	収入印紙500円 別途報酬金の予納が必要
	差押債権の差押範囲変更申立て		4		2	1	7			2	5				¥2, 972	収入印紙不要(執行停止含む)
	執行抗告申立て		2				1	4		2	4		2			収入印紙1000円
9	執行異議申立て		2		1		5			1	8	1		10	¥1,635	収入印紙500円
10	民事執行法39条1項1~6号の文書 (執行取消文書)の提出						3								¥252	
11)	民事執行法39条1項7,8号の文書 (執行停止文書)の提出						2								¥168	
12	破産法等の手続等による執行手続の中止					-	2								¥168	
	破産法等の手続等による取消決定		2		1	3					1				¥1, 392	
(14)	更正決定申立て		4		2		3				5				¥2, 502	